

大分県スキー連盟規約

昭和47年10月1日施行実施
昭和51年10月20日改訂施行
昭和53年4月28日改訂施行
平成4年4月7日改訂施行
平成8年6月28日改訂施行
平成12年5月30日改訂施行
平成16年4月25日改訂施行

第1章 名称と事務局

第1条(名称)

本連盟は大分県スキー連盟(英名 Ski Association of OITA)という。

第2条(事務局)

本連盟は事務局を大分県内に置く。

第2章 目的

第3条(目的)

本連盟はアマチュア、スポーツ団体であってスキーの正しい普及、振興を期し、もって県民の体力向上をはかり、併せて各加盟団体及び関係諸団体との親睦を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条(事業)

本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- スキー競技会・準指導員検定会・バッジテスト・講習会・研究会を開催すること。
- 各加盟団体との共催による競技芸・講習会の開催、並びにその事業への後援をすること。
- 大分県スキー界を代表して、全日本スキー連盟ならびに大分県体育協会等に加盟すること。
- 大分県を代表する選手を選考し各種大会に代表を送ること。
- 本連盟の所属会員の登録を行うこと。
- その他、本連盟の目的達成に必要な事業を行うこと。

第4章 加盟団体

第5条(加盟の資格)

本連盟の加盟団体(以下加盟団体という)は本連盟の目的に賛同して正しく結成された県内のスキー団体、及び近県のスキー団体とする。

2)加盟団体は5名以上の会員が在籍することを要する。但し、評議員会において認められた場はこの限りではない。

第6条(加盟の方法)

本連盟に加盟しようとする団体は次の事項を明記した申込書に会則を添え本連盟会長宛に申し込むものとする。

- 名称
- 所属会員名簿
- 設立年月日
- 会員のSAJ有資格者
- 所在地

第7章(加盟の承認)

本連盟は評議員会の議決により加盟の承認を行う。但し理事会の審議により、仮承認することが有る。

第8章(脱退)

加盟団体が本連盟を脱退しようとするときは、その理由を明記した脱退届けを会長宛に提出しなければならない。

第9条(加盟団体の権利)

加盟団体は、本連盟ならびに、全日本スキー連盟の主催又は主管する競技会及び検定会に、全日本スキー連盟に登録した会員(本連盟の所属会員)を参加させることが出来る。

又、加盟団体は上記以外の各種行事で本連盟主催、主管、又は後援するものに、その会員を参加させることが出来る。

2)加盟団体は評議員を本連盟の評議員会に出席させ、審議に参加し議決権を行使することが出来る。

但し、評議員は代理を認める。

第10条(加盟団体の義務)

加盟団体ならびにその会員は、本連盟の規約、関係諸規定及び評議員会の決定に従わなければならない。

- 2)加盟団体は前条に定める評議員会に評議員を出席させなければならない。
但し、やむを得ない理由があるときは、理由書および委任状を評議員会開催されるまでに本連会長宛、事務局に提出しなければならない。
- 3)加盟団体は、第46条に定められた負担金を毎年3月末日までに納入しなければならない。
- 4)加盟団体は、第6条によって届出た事項に変更があったときは、ただちに本連盟会長宛に報告しなければならない。
- 5)加盟団体は毎年S A J登録時に加盟団体評議員及び役員名簿(役名・氏名・ふりがな・〒・住所・TEL・勤務先・勤務先TEL・携帯電話)を本連盟会長宛て、事務局に提出しなければならない。

第11条(登録)

- 加盟団体はその会員のうち、全日本スキー連盟の登録を必要とするものを掌握し、本連盟を通じ全日本スキー連盟に登録をしなければならない。
- 2)登録については、全日本スキー連盟登録規定ならびに本連盟の別に定める登録規定の補足によるものとする。

第5章 役員

第12条(役員)

本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名	
副会長	若干名	
評議員	加盟団体の会員数	
	10名以内	1 名
	11名以上20名まで	2 名
	21名以上30名まで	3 名
	31名以上40名まで	4 名
	41名以上	5 名
常任理事	若干名	
理事長	1 名	
理事	若干名	
監事	2 名	

尚、必要に応じて理事の中より副理事長1名を置くことができる。

第13条(役員選出)

会長・副会長は評議員会において選出する。

- 2)理事は評議員会において、加盟各団体から1名ずつ選出する。また、会長はこの他評議員会の承認を得て若干名の会長推薦理事を委嘱することができる。
- 3)理事長は、理事の互選によって決める。
- 4)監事は、評議員会において選出する。
- 5)会長・副会長・理事・監事は評議員を兼ねることが出来ない。評議員がこれらの役員に選出されたときは、その加盟団体は別に評議員を選出するものとする。

第14条(会長・副会長)

会長は本連盟を代表し会務を総理する。

- 2)副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたるときは、これを代理する。

第15条(常任理事)

常任理事は、理事長・総務部長理事・教育部長理事・競技部長理事及び副理事長・各部副部長・会計担当理事で構成する。

第16条(理事)

理事は理事会を構成し、理事長を補佐し会務を執行する。

第17条(理事長・副理事長)

理事長は理事会の会務を掌理する。

- 2)副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき、又は欠けたるときは、これを代理する。

第18条(監事)

監事は必要に応じ会計及び会務を監査する。

- 2)監事は理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

第19条(役員任期)

本連盟の役員任期は就任後第2回目の定時評議員会終結のときに満了する。

- 2)役員に欠員を生じたときは、それぞれの選出規定にしたがって補充することが出来る。
但し補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

第20条(その他)

本連盟の関係団体への役員選出の必要あるときは、理事会において審議の上、理事又は、その他本連盟の所属会員の中から選出する。

第6章 名誉会長・顧問・参与

第21条(名誉会長・顧問・参与)

本連盟に名誉会長1名・顧問・参与若干名を置く事が出来る。

- 2) 名誉会長は前会長とし、本連盟の会議に出席し、意見を述べることが出来る。
- 3) 顧問は本連盟に対し、特に功労のあったものを評議員会の承認を得て会長が委嘱し会長の諮問に応じる。
- 4) 参与は本連盟に対し、功労のあった者のうちから理事会の決定を得て会長が委嘱し理事会の諮問に応じる。

第7章 運 営

第22条(評議員会)

評議員会は本連盟の最高議決機関である。

第23条(構成)

評議員会は役員および評議員をもって構成し、議長・副議長は出席評議員の中から選出する。

第24条(会議)

評議員会は、次の事項を審議決定する。

- 予算の審議ならびに決算の承認
- 事業計画と事業報告
- 加盟団体の提出議案の審議
- 役員の推薦、選出
- 関係団体への加入・脱退・役員の派遣
- 新加盟団体の承認
- 本規約の改廃
- その他議決を要する事項

第25条(開催)

評議員会は毎年1回5月に会長が招集する。

但し会長が必要と認めるとき、又は評議員総数の3分の1以上から会議の目的を示して請求のあったときは、会長は臨時評議員会を招集しなければならない。

- 2) 同一議題について再度評議員会を招集したときは、前項にかかわらず出席評議員数をもって成立するものとする。

第26条(議案)

加盟団体からの評議員会における提出議案は3月末日までに文書をもって会長宛に提出しなければならない。

第27条(議決)

評議員会の議決は、出席評議員の多数決(2分の1以上)によるものとし、賛否同数のときは議長が決する。

第28条(議事録)

評議員会は、議事録を作成し、出席評議員2名の署名を得た上で保存しなければならない。

第29条(常任理事会)

常任理事会は、本連盟の執行機関である。

第30条(構成)

常任理事会は、会長・副会長・理事長・総務部長・教育部長・競技部長及び副理事長・各部副部長・会計担当理事で構成し、理事長が議長となる。但し理事長事故ある時は、副理事長が代理する。

第31条(開催)

常任理事会は、定期的開催されるものとする。

第32条(議決)

常任理事会での決議事項は、理事に報告される。

- 2) 常任理事会で重大懸案事項が生じた場合は、理事会にて決議をもとめる。
- 3) 理事会での審議困難な議案については、常任理事会で決定する。

第33条(理事会)

理事会は本連盟の執行機関である。

第34条(構成)

理事会は、名誉会長・会長・副会長・および理事(理事長・副理事長を含む)をもって構成し、理事長が議長となる。

但し理事長事故あるときは、副理事長がこれにあたる。

たま、理事が事故あるとき、又は欠けたるとき、代理の出席を認める。

第35条(開催・召集)

理事会は定期に年3回開催され、その他必要に応じて理事長が招集する。但し理事8分の1以上により会議の目的を示し請求があったときは、理事長はただちにこれを招集しなければならない。

第36条(構成)

理事会は構成人員の2分1以上の出席が懸ければ開催することが出来ない。
但し同一議事に関し再度招集した場合はこの限りではない。

第37条(議決)

理事会の議決は出席構成員の多数決(2分の1以上)による。但し賛否同数のときは議長がこれを決める。

第38条(議事録)

理事会は議事録を作成し保存する。

第39条(専門部)

本連盟の会務の執行を円滑にするため、理事会に直属する総務部・教育部・競技部の三部を置く。

第40条(所属)

理事長(副理事長)を除く全理事は理事会の互選により前条に定める部に所属するものとする。

第41条(人員)

- 各部に部長および副部長若干名を置くことが出来る。
2)部長および副部長は、各部理事の互選によって選出し、理事会の議決を経て決定する。
3)会計担当理事は総務部長が指名し、理事会の承認を得て決定する。

第42条(総務部)

総務部における事務分掌は次の通りとする。

- 評議員会関係の事務処理
- 理事会の議題整理ならびに理事会議事録の作成
- 文書の收受、発送および保管資産の管理
- 資産の管理及び金品の収支
- 新加盟団体の仮承認に関する事務処理ならびに全日本スキー連盟登録規定に関する規約、諸規定その他に属さない事項の事務処理
- その他、他の部に属さない事項の事務処理
- 大分ジュニアスキークラブの管理運営に関わる事項

第43条(教育部)

教育部における役務の文章は次の通りとする。

- 本連盟主催、主管のスキー関係行事の企画立案
- 基礎スキーの普及に関する企画立案
- 公認スキー学校バジテスト等の認定条件等の審査
- 公認指導員の資質の向上に関する企画立案
- その他基礎スキー教育に関する事務処理

第44条(競技部)

競技部における役務の分掌は次の通りとする。

- 本連盟主催、主管のスキー競技関係行事の企画立案
- 競技選手の強化、派遣に関する企画立案
- 本連盟公認スキー競技等の認定条件等の審査
- 年度における競技関係記録の整理並びに記録簿の作成
- その他競技に関する事務処理

第8章 資産および会計

第45条(資産および収入)

本連盟の資産および収入は次の各号のとおりとする。

- 財産目録記載の資産
- 加盟団体の加盟金および負担金
- 登録手数料
- 事業にともなう収益金
- 補助金および寄付金
- その他の収入

第46条(加盟金・負担金)

第10条 第3項、および第45条、第2項に定められた加盟金および負担金は次ぎのとおりとする。

- 加盟金は各加盟団体ごとに 10,000円(加盟年次のみ)
- 負担金は一律25,000円とする。

但し、以下の減額処置を設ける。

加盟団体の登録会員数による減額。

10名以内	10,000円	
11名以上20名まで	15,000円	
21名以上30名まで	20,000円	
31名以上	25,000円	とする。

登録人数増員に伴う減額とし、各加盟団体は前年度の登録人数の25%・50%それぞれの増員に達した年度のみ、負担金額の25%・50%に減額する。

第47条(会計年度)

本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第48条(管理・実行)

本連盟の資産、収入および支出は会長が管理し、会計担当の理事がその実行にあたる。

第49条(予算)

本連盟の収支予算は、理事会の審議を経て編成し、新年度初頭の評議員会の議決を得なければならない。

第50条(決算)

本連盟の収支決算は、監事の監査を経て、当該会計年度直後の評議員会に報告し、その承認を得なければならない。

第51条(特別会計)

本連盟は、評議員会の議決により特別会計を設けることができる。

第52条(その他)

本連盟の役員は、その職務のための必要な実費および旅費は支給されるものとする。

この支給に関しては、SAJ指導員に対するアマチュア規定第9項旅費および謝礼に対す規定に準じる。

第53条(慶弔)

本連盟に特に関係あるものの慶弔については、別に定める慶弔規定にしたがい慶弔金をおくることができる。

第9章 賞 罰

第54条(表彰)

加盟団体又は、その会員がスキー界のために、特に貢献し、あるいは功績のあるときは、別に定める規程により表彰することができる。

第55条(除名または権利停止)

つぎの各号に該当するときは理事会の審議を経て、評議員会の議決により、権利停止または除名されることがある。

- 2) 加盟団体が第42条に定める負担金を期日までに納入しないときは、第9条第1項に定める権利を停止する。
- 3) 加盟団体が2年連続して評議員会に無断欠席したときは第9条第1項のほか、同条第2項に定める権利を停止する。
- 4) 加協団体が2年連続して負担金を納入しないときは除名する。
- 5) 加盟団体が3年連続して評議員会を欠席したときは除名する。
- 6) 前各号に定めるほか、本連盟規約に違反し、あるいは、著しく不都合の行為があったときは、除名することがある。

第10章 規約の改廃

第56条(規約の改廃)

本規約を改廃しようとするときは、出席評議員の3分の2以上の賛同を得て決定しなければならない。

第11章 付 則

第57条(付則)

本規約に定めのない事項に関しては、全日本スキー連盟の規約により補足するものとする。

第58条(施行)

本規約の施行は昭和53年4月28日とする。

以上

登録規定の補足

第1条(会員)

大分県スキー連盟規約第11条第2項により本補足を設ける。

第2条(大分県スキー連盟会員)

本連盟を通じ全日本スキー連盟に登録を行えば、自動的に本連盟会員となる。

第3条(期間)

登録は毎年更新するものとし、11月末日までにその手続きを完了しなければならない。

第4条(登録)

登録事項は、全日本スキー連盟の規程様式に基づく。

第5条(登録料)

登録料は大分県スキー連盟の定めるところによる。

慶弔規定

第1条(規定)

大分県スキー連盟規約第53条により本規程を設ける。

第2条(慶弔金)

- 1) 本連盟登録会員で、理事会が必要と認めたととき、理事会の議決により慶弔金をおくる。
- 2) 慶弔金の金額については理事会において決定する。
- 3) 西日本ブロック内の慶弔時、県連事務局に連絡有りの場合に限り、弔電、祝電を打つ、全日本、他ブロックについても同様。
- 4) 西日本ブロック、現職の会長、副会長、理事長についての慶弔は常任理事が出席し慶弔金を供する。
- 5) 旅費、日当については県連規定を適用する。

表彰規定

第1条(規定)

大分県スキー連盟規約第50条により本規程を設ける。

第2条(表彰)

本連盟登録会員が次の各号に該当するときは評議委員会の議決により表彰する。

- 1) 会員が指導員準指導員に合格したとき。
- 2) 本連盟の発展に著しい功績のあったとき。
- 3) その他評議委員会が必要と認めたととき。

旅費規定

第1条

本連盟は、運営に必要な会議・行事に対して参加した理事に対し、その旅費を支給する。

第2条(会議)

旅費支給対象となる会議は、全日本スキー連盟及び西日本ブロック協議会・九州地区協議会、主催の会議とし、理事会にて必要が認められ、派遣された者に対し支給する。

その他、大分県スキー連盟規約第53条及び慶弔規定第三条にて、本連盟役員が出席する場合は、旅費・宿泊費を支給する。

但、本項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めたと場合は諸経費を支給する。

第3条(行事)

旅費支給対象となる行事は、全日本スキー連盟及び西日本ブロック協議会・九州地区協議会、主催の行事とし、理事会にて必要が認められ、派遣された者に対し支給する。

第4条(本連盟主催事業)

- 1) 本県連主催会議(評議委員会・理事会・常任理事会)の参加者についての旅費は原則とし支給しないものとする。
- 2) 但し、常任理事会出席者の中、大分・別府地区以外より参加したものに対し、旅費の一部(JR普通運賃程度)を支給する。
- 3) 各種会議及び打ち合わせ(県体育協会・体育保健課・その他必要に応じた挨拶・お礼・打ち合わせ)により生じた旅費については、開催地が大分市内の場合支給しない。その他の地区については、別途定める。
- 4) 本県連主催事業(県民体育大会・県選手権大会・ジュニア選手権大会)については、旅費その他の支給は行わない。

第5条(報告)

各会議・行事に参加した者は、理事会又は常任理事会にて報告を行わなければならない。

報告のない場合は、旅費の支給を停止する場合がある。

第6条(支給)

- 1) 各種・事業・会議終了後、旅費の請求を2ヶ月以内に行う。

2) 理事長又は総務部長の確認後、会計担当理事が支給する。

3) 会計担当理事の直接請求は認めない。

第7条(定額旅費)

本連盟主催の行事について、開催地が下記の場合定額による旅費を支給する。

1) 宮崎県五ヶ瀬(定額)2500円の旅費を支給。

2) 大分県九重町(定額)1500円の旅費を支給。

3) その他県内(定額)1000円の旅費を支給。(大分・別府を除く)

第8条(その他の旅費規程)

本連盟では、旅費以外に次の諸経費を支給する。

1) 日当、1000円(一日当り)

2) 雑費、500円(一日当り)

3) 自家用車使用料、5000円(県外のみ一律、一回)

4) その他、領収書にて精算。

第9条(その他)

その他の連盟関係行事・事項に関する、旅費・日当その他については、各部の規程に基付き、収支予算内にて決定する(各部の規程は別途定める。)